

## 4. 発表資料



# 2022年、成年年齢引下げと 新学習指導要領の実施

～消費者教育の一層の充実を目指して～

玉川大学教育学部  
教授 樋口 雅夫

## はじめに — 「成年年齢18歳時代」のグループワーク —

私は、高校時代に悪質商法や契約について学んだにもかかわらず、下のような消費者被害に引っかかってしまいました。後で冷静になって考えると避ける方法はいくらでもあったのに、今になって後悔しています。今後どのように行動したらよいか、2025年5月の時点として考えてください。

### 消費者被害の内容

私は18歳の大学生。友人から「投資で稼げるようになるビジネススクールがある。」と誘われ、カフェで代表者から入会条件や成功談を聞いた。

「契約時に10万円、月謝で2万円かかるが、4人紹介すれば月謝は免除される。1人紹介すれば紹介料5万円を払うので元が取れる。」と言われた。“これならすぐに儲かる”と思い、指示されたとおり書類に記入し、学生ローンに連れて行かれお金を借り、入会した。

何回かスクールに通ったが儲けられず止めたくなつた。しかし、代表者に伝えたら、「止めるなら解約金は5万円だ。」と言われた。

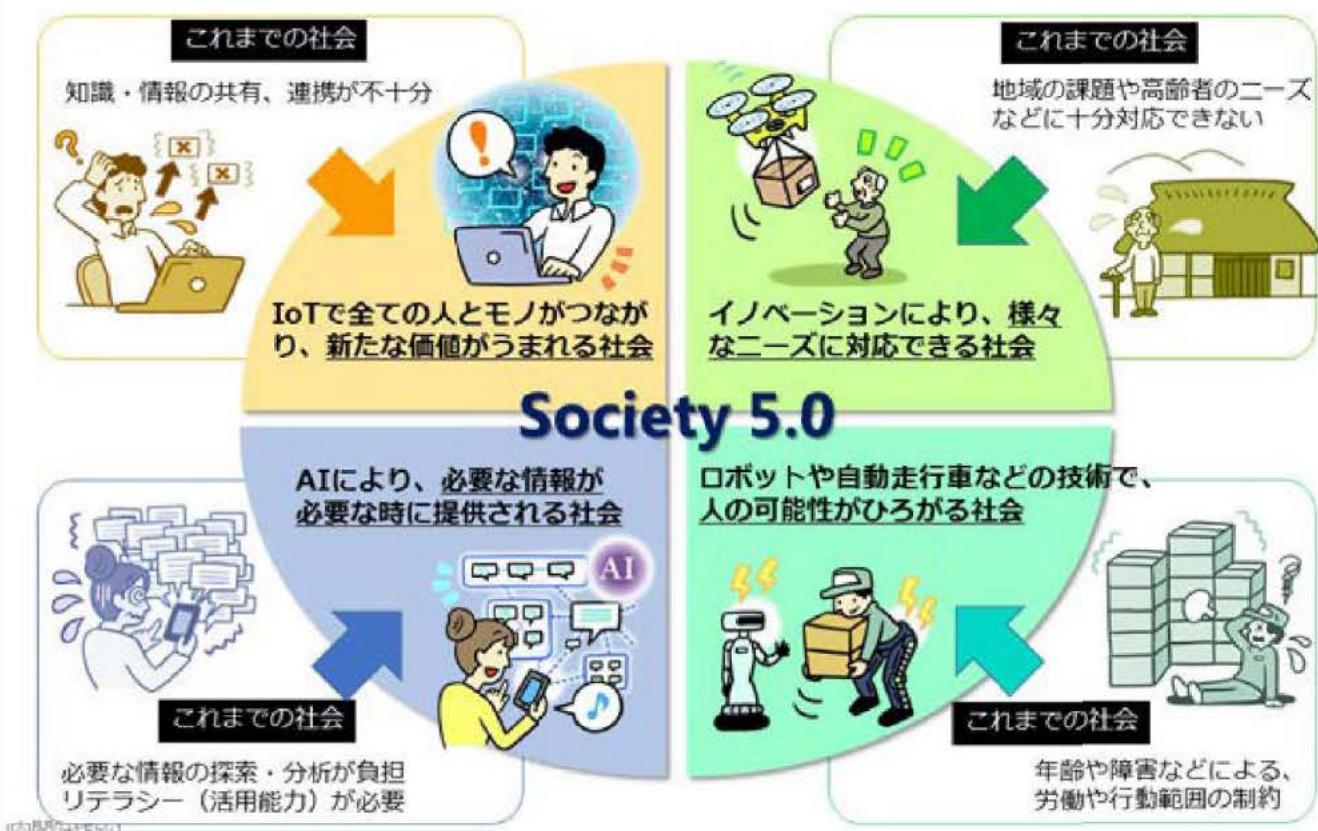
- ① この事例の問題点
- ② 解決策・対応策(具体的にどうする?)
- ③ どの場面でゆっくり考えたり、確かめたりする必要があったでしょうか。また、断るための言い方を考えましょう。

# 1.社会の変化と学校教育の進化

-「2030年」その先に向け、「未来の創り手」に必要な資質・能力の育成を目指して-

3

## Society5.0時代の幕開け



(注)Society5.0とは?…狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(出典:内閣府Webページ)

# 教職課程の授業での「問い合わせ」と学生の回答

- ・【問1】人工知能(AI)の進化によって、人間の職業が取って代わられると考えられる事例を挙げてください。(例:コンビニの自動レジ)
- ・【問2】どれだけICTが発達し遠隔授業が一般化したとしても、学校という物理的空间に集まらなければできない教育活動には何があるか。教科学習に限りません。考えられる事例を一つ挙げてください。(例:特別活動としての教室掃除)

(発表者担当 玉川大学令和3年度春学期「社会科・公民科指導法Ⅰ」第2回授業(2021年4月)の内容より)

## 【問1の回答】

※学生25名の記述(ママ)

- ・ ①飲食店などの受付(ロボットによる案内)、②有料道路の料金収受員(ETCの導入)、③スーパー店員(自動レジの導入)、④ホテルなどの受付業務、⑤資料などの整理、⑥警備員(監視システムの発達などによって必要性が薄れてきている)、⑦案内所(音声や視覚などによって人間でなくても確実に伝えることができる)、⑧配達員(ドローンなどで配達できる)、⑨スポーツの審判、⑩電話オペレタ、⑪工場での部品等の生産ライン、⑫商業施設などの清掃員、⑬飲食店の注文、⑭ネットテストの採点と解説、⑮観光名所の説明、⑯自動車製造ロボット、⑰駅の自動改札機、⑱バスやタクシーの自動運転、⑲医療における手術ロボットの導入、⑳コンビニなどの小売店での在庫管理の仕事、㉑企業でのデータ管理、㉒郵便局での年賀状などの配送先の振り分け・分別、㉓梱包作業(CDや食料品等)、㉔携帯ショップの入店時のアテンド、㉕物の販売(自動販売機等) など

(順不同・重複あり)

## 【問2の回答】

※学生10名の記述(ママ)

- ①特別活動(学校行事)の体育祭・文化祭、②自分以外の考え方を持った人間と関わることで私生活における協調性や社会性を学ぶことができる、③理科室での科学実験、④合唱コンクールなどの行事の計画立てや実行(生徒自身が話し合って作り上げるもの)、⑤避難訓練、⑥家庭科での調理実習など実際に活動してから事前・事後での振り返りをする学習、⑦給食などの時間による食育(学校現場での給食などの様々な体験活動は遠隔ではできないことである)・給食の配膳、⑧部活動等の集団で学ぶこと、⑨グループワーク(直接顔を合わせて自分の意見を言ったり他人の意見を聞いたりすることは大切だと思う)、⑩大人数で行動したり生活したりする修学旅行や体験学習 など

(順不同・重複あり)

7

## 2. 学習指導要領とは —消費生活、金融経済の領域に着目して—

# 学習指導要領について

## 1 意義 …… 学校が編成する教育課程の基準

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもの。これまで、おおむね10年ごとに改訂してきている。

## 2 構成(高等学校の例)

第1章	総則
第2章	各学科に共通する各教科
第3章	主として専門学科において開設される各教科
第4章	総合的な探究の時間
第5章	特別活動

※ 各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

## 3 学習指導要領の改訂

- ・小学校 令和2(2020)年4月から実施
- ・中学校 令和3(2021)年4月から実施
- ・高等学校 令和4(2022)年入学生より年次進行で実施

9

# 教育課程に関する法制

## 教育課程編成の基本的考え方

国

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の基準を制定

教育委員会  
(設置者)

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定

学校  
(校長)

教育課程を編成・実施

10

# 【参考】現行学習指導要領における消費生活等に関する記載

<記載の例>

: 小学校学習指導要領(令和2年度より全面実施)

## 小学校 家庭(第5学年及び第6学年)

### C 消費生活・環境

次の(1)及び(2)の項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

#### (1) 物や金銭の使い方と買い物

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 買い物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

(イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するため必要な情報の収集・整理ができること。

イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。

#### 2 内容の取扱い

(3) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うこと。

イ (1)のアの(ア)については、売買契約の基礎について触れること。

## 小学校 社会(第3学年)

(2) 地域に見られる生産や販売の仕事について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。

(イ) 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめる。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 仕事の種類や産地の分布、仕事の工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。

(イ) 消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。

### (第5学年)

(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ (1) 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。

11

# 新学習指導要領における消費生活等に関する記載

<記載の例>

: 高等学校学習指導要領解説(令和4年度より年次進行で実施)

## 高等学校 家庭「家庭基礎」

### 【2 内容 C 「持続可能な消費生活・環境】

家計の構造や生活における経済と社会との関わりについては、可処分所得や非消費支出の分析など具体的な事例を通して、家計の構造を理解するとともに、家庭経済と国民経済との関わりなど経済循環における家計の位置付けとその役割の重要性について理解できるようにする。

家計管理については、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できるようになる。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。

生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性については、各ライフステージの特徴と課題、家族構成や収入・支出の変化、生涯の賃金や働き方、社会保障制度などと関連付けながら考えることができるようになる。また、将来を見通して、事故や病気、失業、災害などの不可避的なリスクや、年金生活へのリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考察できるようにする。

指導に当たっては、例えば、給与明細を教材に、可処分所得や非消費支出など家計の構造や収支のバランスについて扱った上で、高校卒業後の進路や職業も含めた生活設計に基づいて、具体的にシミュレーションすることなどが考えられる。また、家計管理や生涯を見通した経済計画を考察する際に、例えば、ライフステージに応じた住生活や適切な住居の計画において、住宅ローンに関する費用と関連付けるなどの指導の工夫も考えられる。

12

## 公民科の新しい必履修科目「公共」について

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成するために

### A 公共の扉

社会に参画する自立した主体とは、地域社会などの様々な集団の一員として生きるとともに、他者との協働により当事者として国家・社会などの「公共的な空間」を作る存在であるということを学ぶとともに、そこで自分自身が様々な選択・判断をする際に手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解するようにし、大項目B、Cの学習の基盤を養う

### B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

大項目Aの学習内容を活用して、現実社会の諸課題に関して設定する主題を多面的・多角的に考察・構想。その際、生徒の学習意欲を高めるよう、主題ごとに具体的な「問い合わせ」を立て、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げて指導する

〔「法」「政治」「経済」などに関わる主題〕

- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義、
- 政治参加と公正な世論の形成・地方自治、国家主権・領土(領海、領空を含む)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割、
- 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割・少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む)

〔メディア・リテラシーの育成〕

主題学習に関連させて、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力(情報モラル含む)を身に付けるよう指導

大項目Bの学習では、世代間の協力、協働や自助、共助及び公助などによる社会的基盤の強化などと関連付けて学ぶとともに、防災情報の受信、発信など現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりする。

### C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち（「公共」全体のまとめ）

持続可能な社会づくりに向けた役割を担う主体となることに向けて、地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成という観点から課題を見出し、その解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述するといつ学習活動を行う。

「公共」の授業で行うことが考えられる学習活動の例

思考実験、討論、ディベート、模擬選挙、模擬裁判、インターナシップの事前・事後の学習など

関係する専門家・機関の例

選挙管理委員会、消費生活センター、弁護士、NPOなど 13

## 新学習指導要領における金融等に関する記載

＜記載の例＞

:高等学校学習指導要領解説(令和4年度より年次進行で実施)

### 高等学校 公民「公共」

#### 【2 内容 B 「金融の働き」】

金融の働きについては、現代の経済社会における金融の意義や役割を理解できるようにするとともに、金融市場の仕組みと金利の働き、銀行、証券会社、保険会社など各種金融機関の役割、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解できるようにする。

なお、「金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触ること」(内容の取扱い)が必要であり、金融は、家計や企業からの資金を様々な経済主体に投資することで資本を増加させ、生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにする。また、近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化などを理解できるようにするとともに、フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である。

金融の働き...に関する具体的な主題については、例えば、起業のための資金はどのようにすれば確保できるか、中央銀行はデフレーションに対処するためにはどのような政策がとれるか、といった、具体的な問い合わせを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。

その際、例えば、資金を必要とする企業は銀行などからの借入によるだけではなく、株式や社債の発行によっても資金調達ができること、経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから、企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関する情報の開示が求められており、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていること、中央銀行は政策金利を引き下げたり、市場に供給する資金量を増やしたりしてデフレーションに対処していることなどの観点から多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。なお、その際、企業の会計情報の活用などにより、企業を経営したり支援したりすることへの関心を高めることができるよう、指導を工夫することも考えられる。

### 3. 新学習指導要領に基づいた これからの消費者教育の実践 －生涯の生活設計の視点を加えて－

15

#### ◆【消費者教育と日常生活での実践の繋がりのイメージ】

##### 題材：多様な契約・消費者の権利と責任

###### ★「公共」などの授業で…

Q.わたしたちの身の周りで、契約という言葉を聞いたことがありますか？

→日常生活を振り返って、様々な契約事例を想起させる＜個人学習＞

Q.契約はどのようにして結ばれるでしょうか？

Q.一度結んだ契約は解消できないのでしょうか？

→【協働】事例を基に、グループワーク→発表→まとめ（契約自由の原則の理解）

Q.契約がいったん成立した後、解消できる特別の場合について考えてみましょう。

→事例を基に、未成年者取消権による取り消し、無効などのケースを知る

＜【協働】専門家からの講義、消費者教育教材の活用など＞

###### ★「家庭基礎」などの授業で…

Q.生活するのに必要な費用を考えてみましょう。

Q.お金を支払うとき、どのような方法があるでしょうか？

→日常生活を振り返って、現金払いだけではないことを想起させる＜個人学習＞

Q.お金の役割を考えてみましょう。

→【協働】グループで話し合い、「預ける」「備える」「運用する（投資）」という役割に気付く

## ◆【消費者教育と日常生活での実践の繋がりのイメージ】

## 題材：多様な契約・消費者の権利と責任

★「公共」の目標と内容(探究項目)を見ると…

「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養う。(主体的に学習に取り組む態度)」

→地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きるという観点から課題を見いだし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること。

★「家庭基礎」の目標と内容を見ると…

「様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。(主体的に学習に取り組む態度)」

→自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することと責任ある消費について考察し、工夫すること。

→持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

17

◆ 「『成年年齢18歳時代』のグループワーク」出典元：家庭基礎「事例1」の概要

**単元名：成年として自立した生活を営むには**

- 1 単元の目標
  - 2 単元の評価規準
  - 3 指導と評価の計画(10時間)

契約で成り立つ消費生活……………(1時間)

★契約では、どのようなところにトラブルが生じるのか考えてみよう。

契約を解除できる条件.....(1時間)

### ★ネットショッピングをする時の注意点を考えよう。

## 家計とその特徴、家計管理……………(2時間)

★ライフィベントにおいて、どれくらいの出費が必要なのかを知り、それに備えた計画をしよう。

キャッシュレス決済の仕組み、使い方……………(2時間)

★自分や周囲の人が、キャッシュレス決済のトラブルに遭わないための心がけや行動を考えよう。

若者によくある消費者被害……………(2時間)

★消費者被害に遭わないために気を付けることをまとめよう。

成年として自立した消費者になるために ..... (1時間)

- #### 4 観点別学習状況の評価の進め方

## 公民科の必履修科目「公共」での学習指導

<記載の例>

【参考】：高等学校学習指導要領解説(令和4年度より年次進行で実施)

高等学校 公民「公共」

### 【2 内容 B 「多様な契約及び消費者の権利と責任】

消費者の権利と責任については、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から考察できるようにすることに向け、消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、消費者が、情報の非対称性や自らの経済状況などのために、熟慮に基づく自由な意思により契約することができない場合があること、そのために、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。

その上で、消費者が保護される存在としてだけではなく、自らの権利や利益を守り増進することができる自立した主体になることとともに、様々な人々の多様な生活の在り方を尊重しつつ、消費者としての自らの選択が現在及び将来の世代にわたって社会・経済の在り方や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが期待されていることを理解できるようにする。

19

## 4.学校と連携・協働した 消費者教育の推進のために

# これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中学生たちが、社会や世界に向かい合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

21

(出典:中央教育審議会答申(平成28年12月21日)補足資料)



ご静聴ありがとうございました

2022年、成年年齢引下げと  
新学習指導要領の実施

～消費者教育の一層の充実を目指して～

# 岡山県消費生活センターの取組

共に進める消費者教育

岡山県消費生活センター  
所長 渡邊 佳苗

## 令和2年度 消費者トラブル状況

### (1)商品別ワースト10

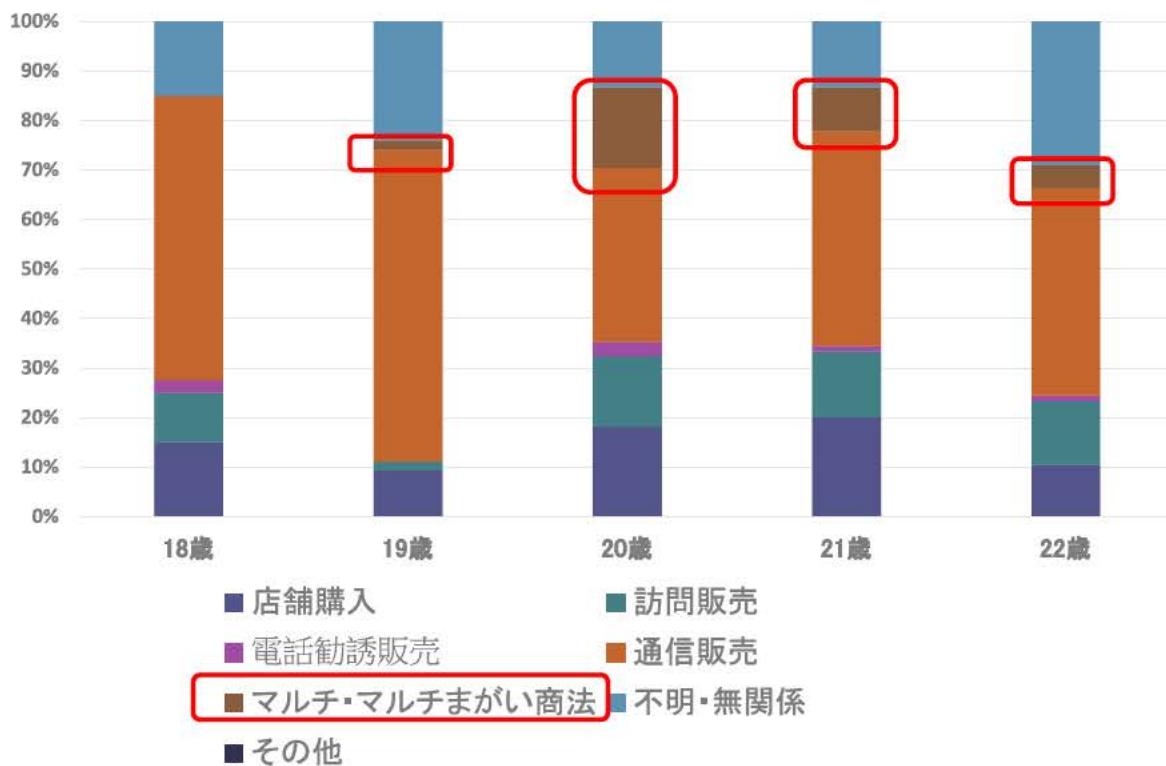
#### 20歳未満

順位	商品名	件数
1	放送・コンテンツ等	83
2	健康食品	48
3	化粧品	23
4	商品一般	8
5	移動通信サービス	7
6	電話機・電話機用品	6
7	自動車	4
	他の教養・娯楽	
9	洋装下着、医療、観覧鑑賞、紳士婦人洋服、他の身の回り品、他の教養娯楽品、レンタル・リース・貸借	3
	その他の	32
	合 計	219

#### 20歳～29歳

順位	商品名	件数
1	放送・コンテンツ等	148
2	レンタル・リース・貸借	51
3	健康食品	45
4	商品一般	43
5	理美容	38
6	冠婚葬祭	31
7	自動車	30
8	ファンド型投資商品	25
	他の教養・娯楽品	
10	音響・映像製品	22
	その他の	359
	合 计	817

## (2) 販売購入形態(18歳～22歳)



## 消費者教育教材

### ●発達段階別（岡山県版）



目的	幼児期	小学生期	中・高校生期
消費の構築 市民	ももたといぬっち テーマ 「責任」を考える		売買はどこまで認められるの テーマ 「私的利潤と公的利潤」を考える
管理と契約 生活の	ももたのおかいもの テーマ 「約束」を考える	オンラインゲーム テーマ 「約束」を考える	契約 テーマ 「私的自治の原則」を考える
情報と メディア	ももたといぬっち テーマ 「家族」を考える	オンラインゲーム テーマ インターネットの「便利」と「危険」を考える	写真をSNSにアップしてもいいですか？ その書き込み、SNSにしても大丈夫？ テーマ 「表現の自由」と「責任」を考える

## ●視覚障がい者向け（岡山県版）

タイトル	内 容
	<p>生活の中にある「契約」ってなんだろう?</p> <p>?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①セーターを買う ・失敗した事例と注意点</li> <li>②契約の取消し ・合意、未成年者契約、クーリング・オフ</li> </ul>
	<p>安全に インターネット ショッピング を しよう</p> <p>?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①店とインターネットショッピングの 違い</li> <li>②CDを買う</li> <li>③配送先・支払方法</li> <li>④ネットショッピングの注意点</li> </ul>

## 大学との連携

行政が主体となった大学との連携・協働事業



- 大学生が教材作成に関与する仕組み
- 大学生が作成した教材でモデル授業の実施
- 大学生を出前講座の講師に育成

発達段階に応じた消費者教育教材開発  
障がいのある人の消費者教育教材開発

### 手法

- ・学生が作成した教材を用いたモデル授業で検証
- ・教材内容は検討委員会を設置して検証

**ボランティア講師啓発活動事業の活用**  
**大学生をボランティア講師へ**  
作成した教材を用いて学生が授業・講座を行う

岡山大学法学部有志（法友会）

- ・岡山県立岡山一宮高等学校：平成27年より（公民科）
- ・ノートルダム学園清心中学校・清心女子高等学校
- ・ジュニア・ロースクール（弁護士会）

岡山理科大学教育学部（国語科）

- ・岡山県立岡山東支援学校
- ・カレッジ旭川荘（知的・発達障がい）

川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部有志

- ・岡山県立岡山聾学校
- ・岡山県立岡山盲学校保護者会
- ・高齢者向け見守り講座

**大学生の学びの場確保**

**教育を「受ける人」を教育を「する人」へ**

→ 成果：DVD作成(卒論)



## 若者への消費者教育の方向性

○新型コロナウィルス感染症拡大に伴いオンライン化

○多様な担い手の協力による動画の作成・配信

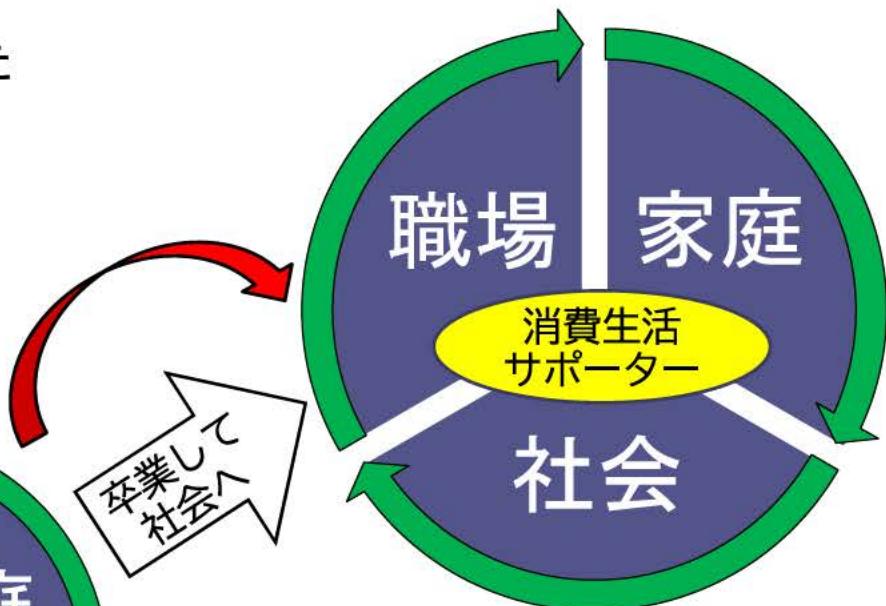
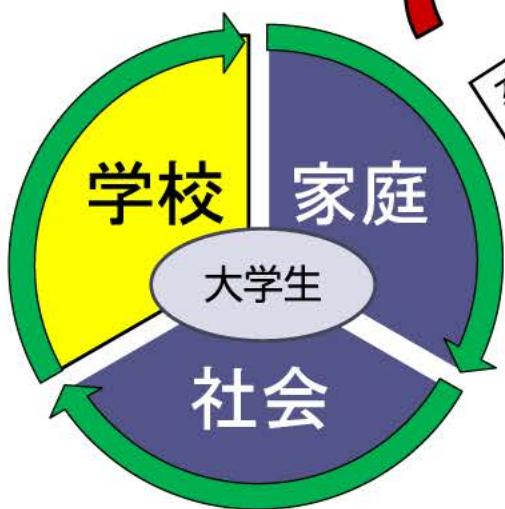
大学生・アナウンサー・障がい者団体等との協働

- ・消費者問題ってなあ～に？（令和2年6月）
- ・インターネットショッピングについて知ろう（令和2年11月）
- ・ちょっと待って！その買い物大丈夫？（令和3年3月）
- ・楽しいインターネットショッピングのはずが・・・
- ・身近に潜む消費者問題（令和3年3月）  
～その個人情報、本当に教えて大丈夫なの？～
- ・紙芝居「ももたのおかいもの」（令和4年1月）



発達段階に応じた  
消費者教育

大学での学び  
→自立した消費者

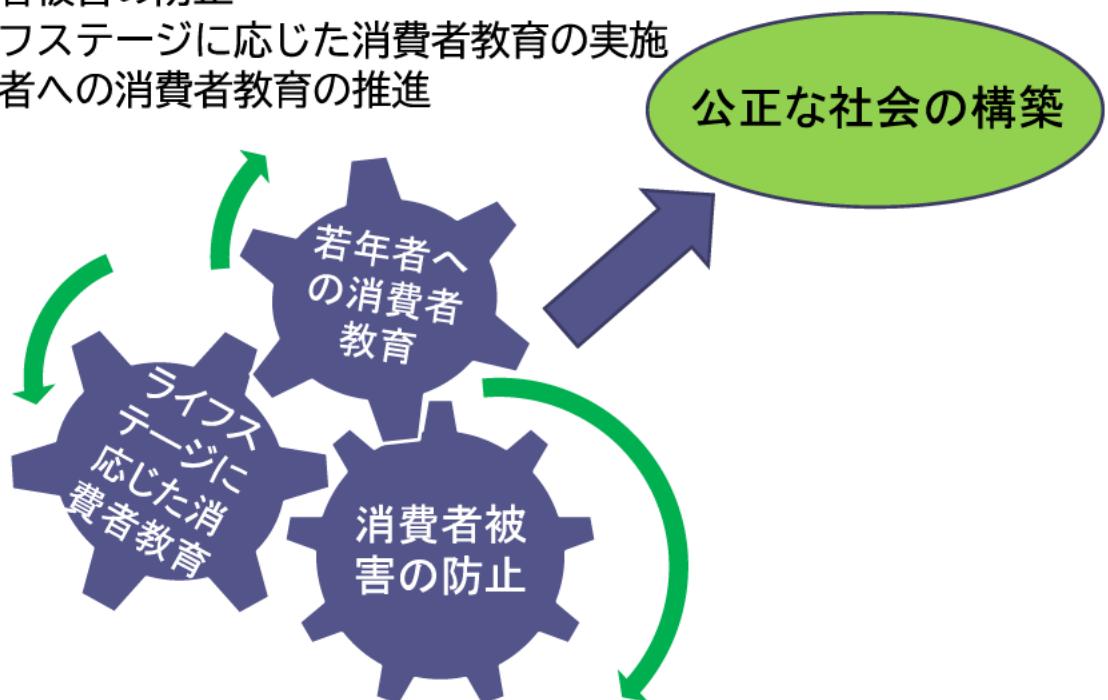


大学の学びを活かした消費者市民  
消費生活サポーター

地域に還元

## 第4次岡山県消費生活基本計画 重点施策

- ・消費者被害の防止
- ・ライフステージに応じた消費者教育の実施
- ・若年者への消費者教育の推進



ご清聴ありがとうございました

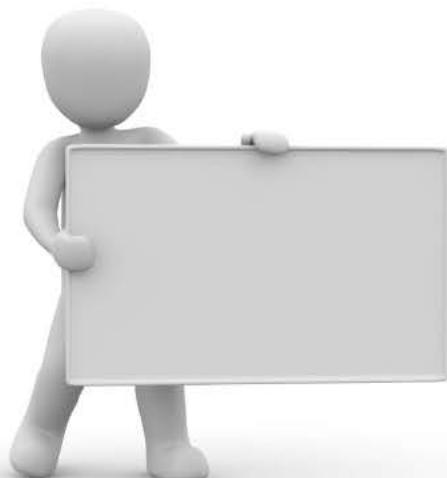
2022年2月27日

地方連携推進フォーラム2022 in 岡山  
様々な主体と連携した若者への消費者教育  
～岡山からの提案～

## 岡山大学法友会の取組み

岡山大学法友会（大学生代表） 宮本あゆは

本日お話しすること



1. 岡山大学法友会の紹介
2. 法友会による消費者教育授業
3. 授業に際して工夫したこと
4. 自分たちの学び
5. 今後の展望

# 岡山大学法友会とは

岡山大学法学部の公認サークル



活動内容：

1. 法学に関する自主勉強会の開催
2. 金沢大学法友会との交流
3. 中高校生を対象とした法教育授業の実施

## 法友会による消費者教育授業

2017年：法教育活動を開始

2018年：岡山県消費者啓発セミナーボランティア講師に登録  
年に3回の授業を実施



岡山県立岡山一宮高等学校

スーパーサイエンスハイスクール指定校 ユネスコスクール加盟校

## ジュニア・ロースクール岡山

ノートルダム清心学園



清心中学校・清心女子高等学校



岡山県立岡山一宮高等学校

スーパーサイエンスハイスクール指定校 ユネスコスクール加盟校

- ・高校1年生（理数科）2クラス
- ・社会科の授業の一貫として実施



## ジュニア・ロースクール岡山

- ・岡山弁護士会と岡山大学法学部が共催
- ・岡山県下の中学3年生～高校生が対象
- ・参加生徒は30～70名



ノートルダム清心学園



清心中学校・清心女子高等学校

- ・中学3年生3クラス
- ・社会科の先生と連携して実施

# 授業に際して工夫したこと

## 身近な事例を使う

消費者問題を身近なものとして認識してもらうために、中高校生が日常生活で接することのある事柄を事例として用いた。

## 平易な言葉を使う

法律に対する距離感を少なくするために、誤解を恐れずに日常用語を多用し、できるだけ平易な言葉で説明するよう心がけた。

## グループディスカッションの活用

主体的な学びのためにグループディスカッションを活用し、法友会学生がチューターとして議論の活性化を促した。

## 発展問題（宿題）の提供

1回きりの授業でも内容を忘れず、学んだことを定着させるために、授業の最後に発展問題を提供した。

# 自分たちの学び

## 大学での学びの実践

教材分析、議論の準備、授業の実践のすべてにおいて、大学で学んだ法的知識や法的思考方法を応用、活用する力が向上するのを実感した。また中高校生の素朴な意見からは、新しい発見と次の学びへの機会を得た。

## コミュニケーション力の向上

相手がわかるように伝える、相手の理解を確かめながら議論を進めるといった、コミュニケーションに必要な基本的な配慮と技術を実践的に習得した。

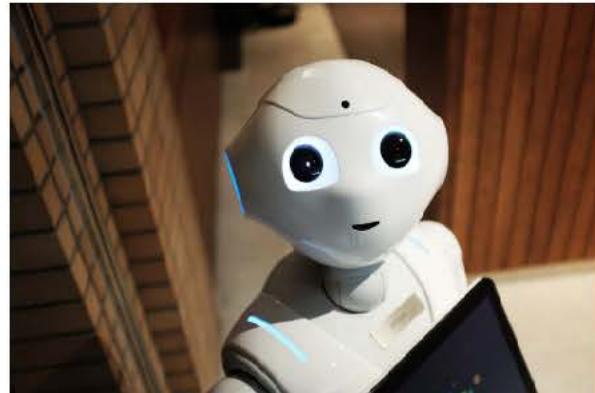
## リーダーシップの向上

全員で1つの授業を作り上げる中で、互いに信頼し、作業を委ね、必要に応じてフォローしあうといったリーダーシップの基礎を身につけることができた。

# 今後の展望

## 実践、学び、そして実践

消費者教育活動からの学びを法友会内の勉強会に活用するとともに、後輩の育成に繋げている。



## 教材作成への意欲

消費者教育活動では岡山県消費生活センターの教材を使わせていただいているが、今後は自分たちで教材を作成する活動にも取り組んでみたい。

ご静聴

ありがとうございました。